

九州大学化学物質管理規程運用マニュアル

平成25年 2月 6日制定
令和 3年 5月 1日一部改正
令和 4年12月19日一部改正
九州大学環境安全センター委員会

このマニュアルは、九州大学化学物質管理規程（平成23年度九大規程 第92号、以下「規程」と記す。）の一部を引用し、補足説明するとともに、規程の運用にあたり必要な事項を示すものである。

目 次

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 化学物質管理体制と責務 | |
| 2. 化学物質の管理 | |
| 2-1 一般的注意事項 | 3. 点 検 |
| 2-2 毒物及び劇物等の管理 | 4. 環境保全及び安全衛生教育 |
| 2-3 有機溶剤等の管理 | 5. 法令違反等の対応 |
| 2-4 危険物の管理 | 6. 盗難、漏えい等の対応 |
| 2-5 化学物質管理支援システム | |

1. 化学物質管理体制と責務

- (1) 部局長は、当該部局における化学物質の管理を総括し、化学物質による安全衛生上の危害、盗難、紛失、環境汚染等の防止等の職務を補佐させるため、当該部局に部局化学物質管理責任者を置く（規程第6条第4項、以下単に「6条-4」と記す。）他、必要に応じ、部門、講座及び附属施設等に化学物質管理責任者を置くものとする。
- (2) 部局長は、当該部局の化学物質を取り扱う教員のうちから研究室等ごとに化学物質管理取扱責任者を置くものとする（6条-6）。これに欠員が出ることが判明した場合は、事前に後任者を選任し、化学物質を継続的に管理させなければならない。
- (3) 部局長は、当該部局における当該年度の化学物質の使用及び管理状況を調査し、その結果を翌年度所定の時期に環境安全センター委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければならない（6条-2）。本調査項目には、化学物質管理支援システム（以下「管理支援システム」という。）を利用した化学物質管理状況、薬品棚卸実施状況、リスクアセスメント実施状況の調査等が含まれる。
- (4) 化学物質管理取扱責任者は、化学物質取扱者に対する安全衛生上の危害及び環境汚染等を防止するために（8条-1）、法令等の他、規程第8条（化学物質管理取扱責任者の責務）や第10条（毒物及び劇物の取扱い）の責務及び本マニュアルに定める事項を厳守することとする。
- (5) 化学物質管理取扱責任者は、異動等（異動、長期の出張、休職、退職等をいう。以下同じ。）によ

りその職務を行うことができなくなることが判明した場合は、遅滞なく後任者の選任を部局長に要請し(8条-6)、部局長は、直ちに後任となる化学物質管理取扱責任者(以下「後任者」という。)を選任し、後任者への業務移管を監督しなければならない(6条-7)。

(6) 化学物質管理取扱責任者は、後任者が選任されたときは、管理する全ての化学物質の移管について当該後任者と協議の上、異動等の日までに後任者への移管又は廃棄を完了し、その旨を部局長に報告しなければならない(8条-7)。

(7) 化学物質管理取扱責任者は、研究室等における教育研究活動等の終了により化学物質を使用しなくなることが判明したら直ちに、部局化学物質管理責任者に報告の上、管理する全ての化学物質の移管又は廃棄を適切に行い(8条-8)、その結果を管理支援システムに登録しなければならない。

2. 化学物質の管理

2-1 一般的注意事項

(1) 化学物質取扱者は、法令等によって規制された化学物質のみならず、危険有害性を有するあらゆる化学物質について、その危険有害性による身体へのリスクの軽減及び環境汚染防止に努めること。

(2) 化学物質管理取扱責任者は、当該研究室等の化学物質保管庫及び棚の転倒防止、化学物質の転落防止及び混触危険を避ける措置を講じなければならない(8条-3)。

(3) 化学物質(とくに揮発性有機化合物)を使用している部屋を、原則として、居室としない。

(4) 危険有害性を有する化学物質を取り扱う際は、リスクアセスメントを実施し、化学物質安全データシート(SDS)を、常時実験室等の見やすい場所に掲示、又は備え付けること。リスクアセスメント実施に関しては、別途「九州大学化学物質の使用に関するリスクアセスメントの実施指針」を確認すること。

(5) 化学物質を取り扱う場合は、保護衣、保護具(眼鏡、手袋、防毒マスク等)を使用すること。とくに危険有害性の高い物質については、化学物質管理取扱責任者の指示に従い、使用の必然性や代替物質等を十分に検討すること。

また、万が一薬品事故等が発生した場合にも適切な対応を迅速に取り、被害を最小限に食い止められるように、洗顔、洗身のための設備や消火器の設置、避難経路の確保など対策を整備し、日頃の確認を怠らないこと。

(注意事項)

国が公表するGHS、SDSに記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに対しては、皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚吸収により健康障害を引き起こしうるため、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を使用しなければならない。

(6) 化学物質取扱者が異動する場合は、当該化学物質取扱者が管理していた化学物質の移管又は廃棄を適正に行い、化学物質管理取扱責任者は、これを確認すること(8条-5)。

(7) 化学物質取扱者は、特定毒物研究者、麻薬研究者、覚せい剤研究者、覚せい剤原料研究者等に該当する場合は、化学物質管理取扱責任者に届け出を行い（9条-3）、化学物質管理取扱責任者は、部局化学物質管理責任者にその旨を報告すること（8条-9）。

(8) 長期間（おおよそ10年以上）保管され、かつ、今後も使用の見込みがない化学物質については、リスク軽減のため、速やかに廃棄すること。

(9) 化学物質及び化学物質を含む廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「九州大学給排水及び廃棄物管理規則」に定めるところに従い（14条-1）、部局の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する事務担当者を通して行うこと。

(10) 化学物質取扱者は、管理支援システムで管理している化学物質を移管、廃棄又は全て使用した場合は、管理支援システム上において速やかにその旨を記録し、廃棄手続きを完了しなければならない（14条-2）。

(11) 化学物質を使用又は保有する者は、すべての当該化学物質を管理支援システムに必ず登録し管理しなければならない。

(12) 管理支援システムで管理しなければならない化学物質は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」に基づき分類された化学品とするが、除外品も含めて具体的には以下とする。

1) 毒物劇物管理法で定められた、毒劇物及びそれを含む化学物質

2) リスクアセスメント又はPRTR対象の化学物質

3) 試薬として販売されている薬品

ただし、以下の化学物質は除外してもよい。

① 医療用医薬品、放射性物質及び高压ガス保安法に定める高压ガス

② 民生用薬品（燃料、潤滑油、塗料、洗剤、殺虫剤、乾燥剤、石膏、活性炭など）

③ 天然化学物質（タンパク質、核酸、血液、酵素など）

④ カラム充填剤、鉱物、アルカリ金属ハロゲン化物

⑤ 合成樹脂、プラスチック

⑥ 標準サンプル（約10 mL以下で、分析装置などに付属しているもの）

⑦ 生物研究用検査キット（毒劇物を含まず、各10 mL以下のもの）、培地（毒劇物を含まないもの）

⑧ 市販されていないもの（生体からの抽出物、サンプル、合成中間体など）

個々の化学物質についての取扱いは別途定める。

(13) 化学物質の危険性・有害性の情報伝達

1) 化学物質にはラベル表示を行い、危険性・有害性を伝達しなければならない。また他の容器に移し替える場合は、改めてラベル表示を行わなければならない。

2) 化学物質を譲渡又は提供（以下、「譲渡等」という。）しようとする化学物質取扱者は、当該化学

物質について有害性等を調査し、かつ、当該化学物質を譲渡等する相手方に対し、有害性等に関する必要な情報をラベル表示・文書の交付等で通知しなければならない。

- 3) 化学物質の譲渡等を受ける化学物質取扱者は、化学物質の譲渡等を行おうとする相手方に対し、当該化学物質の有害性等の確認を行わなければならない。
- 4) 化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等を外注する場合は、請負者に対し、有害性等に関する必要な情報を文書の交付等で通知しなければならない。

(14) リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を取り扱う場合は、業務の作業歴について記録し、30年間保存すること。このがん原生物質とは、厚生労働大臣告示（基発 1226 第 4 号）で示されたものを指す。

(注意事項)

国が公表する GHS に記載された有害性情報のうち「発がん性」で区分 1 に分類されているものが対象となる。ただしエタノール及び特化則特別管理物質を除く

2-2 毒物及び劇物等の管理

毒物及び劇物の管理に関しては、九州大学化学物質管理規程第 10 条に規定しており、その運用にあたり以下を補足する。

- (1) 保管庫は、施錠できる堅固な金属製とし（10 条-1）、保管庫の鍵は、化学物質管理取扱責任者又は化学物質管理取扱責任者が指名した教職員が、厳重に管理しなければならない。
- (2) 毒物及び劇物は、その他の化学物質とは保管庫を別にして保管すること（10 条-2）。また、毒物と劇物を同じ保管庫で保管する場合は、保管庫内で区別して管理すること。
- (3) 化学物質管理取扱責任者は、規程（10 条-3）に示す「毒物」等の表示の他、保管庫の管理者名も表示すること。また、劇物であり、消防法にも規定されている危険物である化学物質を危険物屋内貯蔵所に保管する場合は、屋内貯蔵所の陳列場所に「劇物」の表示を行うこと。
- (4) 毒物及び劇物は、常に在庫量及び使用量を把握できるようにしておくために（10 条-4）、原則として、使用する毎に管理支援システムに使用量等を入力する「使用量管理」とし、さらに毒物は、管理簿にも記帳することが望ましい。ただし、劇物で、1 本の容器を短期間（1 ヶ月程度）で使用するような場合は「本数管理」でも“常に在庫量及び使用量を把握できる（10 条-4）”と見なすものとする。

毒劇物管理簿

品名					システム登録番号		
保管場所(部屋番号、保管庫名)						単位：g・ml・()	
年月日	受入	払出	残量	使用者	使用目的	備考	

(5) 麻薬等は、別途、国が定めた管理方法に則り、責任を持って、厳重に管理すること。

2-3 有機溶剤等の管理

有機溶剤及び特定化学物質（以下、「有機溶剤等」という。）の管理方法は、有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質等障害予防規則等に定められており、遵守すべき事項を以下に示す。化学物質管理取扱責任者はこれらを確認し、必要に応じ改善等を行うこと。

- (1) 有機溶剤等を使用する場合には、ドラフトチャンバー等の局所排気装置を設置すること。
- (2) 局所排気装置又は排ガス処理装置を、設置又は変更する場合は、総務部環境安全管理課に事前相談の上、30日前までに所轄労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 局所排気装置は年1回定期的に法定の自主検査を行い、その記録を3年間保存すること。
- (4) 薬品を浴びたときのための洗浄設備を設置すること。
- (5) 有機溶剤等によるリスクを定期的に調査し、把握すること。
- (6) 作業環境測定を行い、第Ⅱ又は第Ⅲ管理区分に区分された場合には、施設、設備又は作業方法等の点検を行い、評価の記録とともに講ずる改善措置の内容を掲示等によって化学物質取扱者に周知し、速やかに改善措置を講じること。
- (7) 第Ⅲ管理区分に区分された場合には、化学物質取扱者の健康診断を実施するとともに、改善措置の効果を確認するために、当該化学物質の濃度を測定し、その結果を周知すること。
- (8) 作業環境測定の記録は、部屋毎に整理し、保存すること。

2-4 危険物の管理

消防法に定められている「危険物」には、爆発性、自然発火性、禁水性、引火性等があり、重大な事故や災害を引き起こすことから、管理、取扱いには細心の注意を払わなければならない。

- (1) 各研究室又は実験室等において危険物の保管量が消防法で定める「指定数量」の20%を超えた場

合には、少量危険物貯蔵取扱所として届け出が必要である。危険物は危険物保管庫で管理し、必要以上に取り出さないこと。

(2) 危険物を取り扱う場所では、火気、電気火花、高熱物等の管理を厳重にし、消火用設備を常備すること。

(3) 混触によって爆発や発火の現象を起こす危険物は、同じ保管棚等に保管しないこと。

2-5 管理支援システム

(1) 化学物質取扱者は、化学物質を取得直後に管理支援システムに登録し、管理するものとする（13条-1）。

(2) 管理支援システムによる化学物質の管理等に関し必要な事項は、環境安全センター委員会で定める（13条-4）。

(3) 部局長は、管理支援システムの適正な運用を行うために部局化学物質管理支援システム管理者を置くものとする。なお、環境安全センター委員会委員を選出している部局については、とくに申し出のない限り、委員会委員を部局の管理支援システム管理者とする。

(4) 部局長は、管理支援システムによる化学物質の適正な使用及び管理の状況について点検等を行い、必要に応じ改善指導を行うこと。

(5) 化学物質管理取扱責任者は、管理支援システムに登録された保有化学物質のデータと実際の在庫状況を年一回以上照合（棚卸）しなければならない（10条-5）。

(6) アンプルや小瓶等が数多く入っている容器や各種キットは、管理しやすい包装単位（箱など）で登録してもよい。

(7) 「小分け」や「合成」した化学物質は、管理支援システムでは管理する必要はないが、化学物質取扱者が適正に管理し、使用後は直ちに廃棄する。

(8) 貯留タンク等（200 L以上のもの）に入った化学物質で、管理支援システムで管理することが困難な場合には、使用簿で管理してもよい。

3. 点検

(1) 部局長は、研究室等における化学物質の管理状況について、部局長が指名した者又は研究室間相互で行う目視による点検又は研究室内での自主点検等を、一年に一回以上行う体制を整えること。なお、点検項目は、部局の管理状況や法令等を考慮し、計画的に定めること。

(2) 部局長は、報告された部局内点検結果に基づき、必要に応じて化学物質管理取扱責任者に対し、改善を求めるものとする。

(3) 化学物質管理取扱責任者は、改善要求があった場合には速やかに改善措置を行い、改善内容を部局長に報告するものとする。

(4) 化学物質管理取扱責任者は、当該研究室等の化学物質について、関係法令等に定められた管理方法を厳守し、定期的に化学物質の在庫状況と記録等とを照合及び点検しなければならない(8条-2)。

4. 環境保全及び安全衛生教育

(1) 化学物質取扱者は、本学や部局又は部門等が行う環境保全や安全衛生に関する教育(以下、「環境安全教育」という。)を受講しなければならない。

(2) 化学物質を取り扱う学生実験等の開始前には、担当教員は、学生等に対する環境安全教育を必ず実施すること。

(3) 部局化学物質管理責任者は、化学物質を取り扱う学生等及び教職員に対して化学物質の管理に関する指導及び助言を行うものとする(7条)。

(4) 化学物質管理取扱責任者は、化学物質取扱者に対して化学物質の適正な使用及び管理に関する教育及び指導を行わなければならない(8条-4)。

(5) 研究室等において、化学物質を取り扱う学生等を指導する教職員は、新たな実験研究に着手するとき及び作業手順の変更時には、学生等に対して化学物質の適正な使用及び管理に関する教育及び指導を行わなければならない(9条-2)。

5. 法令違反等への対応

(1) 委員長は、部局において関係法令等に反している事象が判明したとき又は化学物質による環境安全衛生上の問題若しくは健康障害が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるときは、当該部局長に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずることができる(11条-1)。

(2) 部局長は、部局化学物質管理責任者及び化学物質管理取扱責任者からの情報提供を受け、法令違反、事故の原因究明に努め、さらに防止、改善策を講じなければならない。

(3) 部局長は、改善措置を命ぜられ講じた改善措置により、環境安全衛生上の問題又は健康障害が生ずるおそれがなくなったと判断したときは、講じた改善措置及びその結果について、委員長へ報告しなければならない(11条-2)。

6. 盗難、漏えい等の対応

(1) 社会に重大な影響を与える化学物質の盗難又は紛失の可能性があることが判明ときは、化学物質管理取扱責任者は、直ちにその内容を部局長及び委員長に報告しなければならない(12条-1)。

(2) 部局長は、6.(1)の報告を受けたときは事実確認に必要な措置を講じ、盗難又は紛失が明らかに

なった場合には、総務部長を通じて、その内容及び結果を総長及び化学物質統括管理責任者に報告しなければならない（12条-2）。

- (3) 化学物質管理取扱責任者は、化学物質の飛散、漏えい、流出等が生じたときは、直ちに適切な措置を講じるとともに（12条-3）、その内容を部局長及び委員長に報告すること。